

(改正後)	(改正前)
普通貯金規定	普通貯金規定
<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>18～19. (省略)</p> <p><u>20. (未利用口座管理手数料)</u> (1) <u>未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> (2) <u>この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> (3) <u>この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> (4) <u>未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> (5) <u>一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> (6) <u>第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>21. (規程の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>1～16. (同左)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u> を除きます。）</p> <p>②～⑤ (同左)</p> <p>18～19. (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>20. (規程の変更等) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>
普通貯金無利息型（決済用）規定	普通貯金無利息型（決済用）規定
<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>18～19. (省略)</p>	<p>1～16. (同左)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u> を除きます。）</p> <p>②～⑤ (同左)</p> <p>18～19. (同左)</p>

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>20. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</p> <p>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>21. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>(追加)</p> <p>20. (規定の変更等) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>

総合口座取引規定	総合口座取引規定
<p>1～15. (省略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>17～21. (省略)</p> <p>22. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</p> <p>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>23. (規定の変更等) (省略)</p>	<p>1～15. (同左)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>17～21. (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>22. (規定の変更等) (同左)</p>

(改正後)	(改正前)
以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>	以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>
<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～15. (省略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>17～21. (省略)</p> <p>22. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</p> <p>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>23. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～15. (同左)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>17～21. (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>22. (規定の変更等)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;">営農貯金規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>や第20条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。）</p>	<p style="text-align: center;">営農貯金規定</p> <p>1～16. (同左)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>(追加)</u>を除きます。）</p>

(改正後)	(改正前)
<p>②～⑤ (省略)</p> <p>18～19. (省略)</p> <p>20. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p><u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u></p> <p><u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u></p> <p><u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u></p> <p><u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>21. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>②～⑤ (同左)</p> <p>18～19. (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>20. (規定の変更等) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>

子ども貯金規定	子ども貯金規定
<p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>や第15条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。）</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>13～14. (省略)</p> <p>15. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p><u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u></p> <p><u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第9条第3項の貯金口座の利用には含まれないものとしま</u></p>	<p>1～11. (同左)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの (追加) を除きます。）</p> <p>②～⑤ (同左)</p> <p>13～14. (同左)</p> <p>(追加)</p>

(改 正 後)	(改 正 前)
<p><u>す。</u></p> <p><u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。</u> <u>また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u></p> <p><u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>15. (規定の変更等) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>

貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
<p>1～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>や第21条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。）</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>19～20. (省略)</p> <p>21. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p><u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u></p> <p><u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u></p> <p><u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。</u> <u>また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u></p> <p><u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>22. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>1～17. (同左)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u> を除きます。）</p> <p>②～⑤ (同左)</p> <p>19～20. (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>21. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>

(改正後)	(改正前)
定期積金規定	定期積金規定
<p>1. (省略)</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。</p> <p>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、積金契約者に通知することなく当該掛込を中止します。<u>ただし、2021年10月1日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込分も含め振替口座から掛込みを行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込みを行います。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>3～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。</p> <p>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、積金契約者に通知することなく当該掛込を中止します。<u>(追加)</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>3～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>

(改正理由)

未利用口座管理手数料制度導入及びその他所要の改正。

(実施日)

この規定は、令和3年10月1日から実施する。